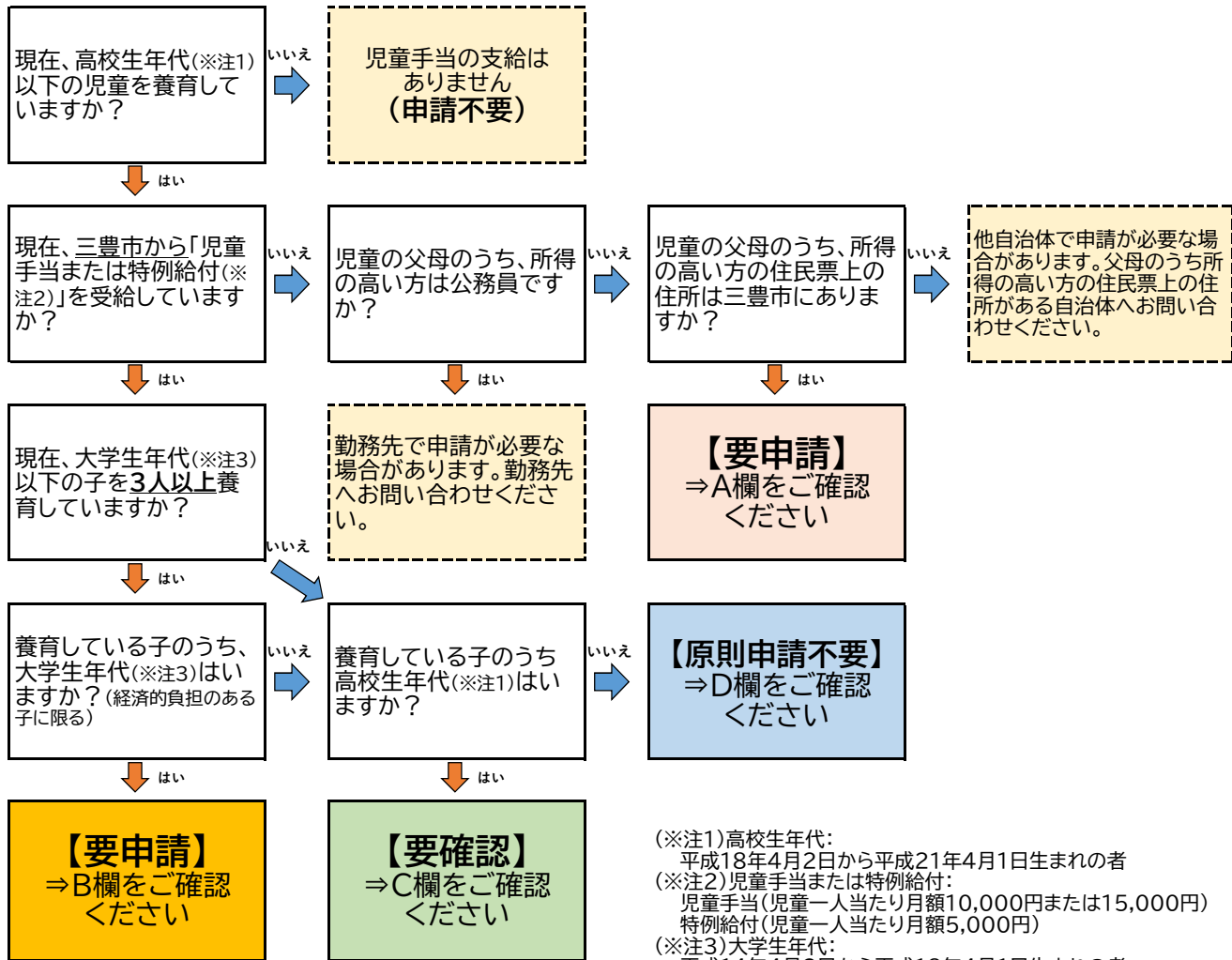


令和6年度児童手当制度改正フローチャート



(※注1)高校生年代：
平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの者

(※注2)児童手当または特例給付：
児童手当(児童一人当たり月額10,000円または15,000円)
特例給付(児童一人当たり月額5,000円)

(※注3)大学生年代：
平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの者

A	【申請が必要です】 児童手当を受給するためには、「認定請求書」等の提出が必要です。 【提出書類】 ・認定請求書 ・受給者の通帳またはキャッシュカードの写し ・受給者の保険証の写し ・別居監護申立書(請求者と高校生年代以下の児童の住民票上の住所が別の場合のみ提出が必要) ・監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代までの子を3人以上養育しており、その中に大学生年代の子がいる場合のみ提出が必要) ※経済的負担がある証明の提出を求める場合があります。 ※ご家庭の状況により別途申立書等が必要な場合があります。
---	--

C	【申請が必要な場合があります】 「高校生年代登録児童」確認書を必ず確認し、養育している高校生年代の児童の氏名が、全員記載されているかどうか確認してください。 養育している高校生年代の児童が「高校生年代登録児童」確認書に記載されていない場合(「高校生年代登録児童」確認書の送付が無い場合を含む)は、申請が必要です。 【提出書類(申請が必要な場合)】 ・額改定届 ・別居監護申立書(請求者と高校生年代以下の児童の住民票上の住所が別の場合のみ提出が必要)
---	---

B	【申請が必要です】 大学生年代(※注3)の子の養育状況により、児童手当が増額する場合があります。 【提出書類】 ・監護相当・生計費の負担についての確認書 ※経済的負担がある証明の提出を求める場合があります。
---	--

D	【原則、申請は不要です】 制度改正に伴う額改定がある場合は、現在の認定状況にあわせて額改定等を行いますので、申請は不要です。 ※ご家庭の状況に変化があった場合、別途申請が必要となる場合があります。
---	--